

あなたの家は安全ですか？

～耐震に関する補助制度のご案内～

箱根町では地震による災害を未然に防止するために、昭和56年以前に建てられた建築物の耐震化や倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去・改修に係る補助制度を設けています。大切な生命・財産を守るために耐震改修をご検討ください。

〈木造住宅耐震化補助事業について〉

対象建築物	住民自らが所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件のいずれにも該当するもの ・昭和56年6月1日より前に建築された、2階建て以下の専用住宅または店舗併用住宅 ・枠組壁工法（ツーバイフォー工法）またはプレハブ工法でないもの
補助額	耐震診断 診断に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、10分の10（上限8万円）
	耐震改修 改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限50万円）
	一部屋耐震 耐震シェルター等の設置に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限15万円）

〈緊急輸送道路沿道建築物補助事業について〉

緊急輸送道路（対象路線：国道1号、国道138号、県道75号）の沿道に建築されており、かつ、昭和56年6月1日より前に建築されたもので、建築物の高さが次の要件のいずれかに該当するもの

①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが(L/2+X)を超える建築物

②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが(6m+X)を超える建築物

補助額	耐震診断 診断に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、3分の2（上限240万円）
	耐震設計 設計に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、3分の2（上限240万円）
	耐震改修 改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限1,000万円）

〈ブロック塀等撤去改修補助事業について〉

道路に面した高さが1m以上かつ長さが1m以上のブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等（軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣）を設置する工事

補助区分	補助金の額	補助率	上限	
撤去	ブロック塀等（通学路扱い）	撤去に要する費用（消費税および地方消費税を除く）と撤去するブロック塀等の延長に1m当たり1万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10分の9	20万円
	ブロック塀等（通学路扱いを除く）	撤去に要する費用（消費税および地方消費税を除く）と撤去するブロック塀等の延長に1m当たり1万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	2分の1	10万円
改修	安全な工作物等（通学路扱い）	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）と設置するブロック塀等の延長に1m当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10分の9	40万円
	安全な工作物等（通学路扱いを除く）	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）と設置するブロック塀等の延長に1m当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額 ※道路の幅員により、セットバックが必要となる場合があります。	2分の1	20万円

※記載した内容のほか、一定の基準があります。補助制度についての詳細は問い合わせてください。

照会先 都市整備課 ☎85-9566

年金に関する統合通知書が発送されます

年金を受給している方・年金生活者支援給付金を受給している方へ、日本年金機構から統合通知書が発送されます。年金を受給している方
年金振込通知書および年金額決定通知書
年金生活者支援給付金を受給している方

年金生活者支援給付金振込通知書および支給金額（改定）通知書

※通知書の内容に不明な点がありましたら、年金事務所に問い合わせてください。

照会先 小田原年金事務所
☎0465-22-11391

選挙公営制度説明会

公職選挙法の改正等により、町の選挙での候補者の選挙費用について、公費負担の対象が拡大されました。その内容や手続きについて、次のとおり説明会を開催します。
参加を希望する方は、6月11日(金)までに申し込んでください。

日時 6月16日(水) 19時～20時

場所 役場本庁舎4階会議室

申込方法 電話で申し込んでください。



選挙公営制度ホームページ

申込・照会先

選挙管理委員会
☎85-17111
内線337

行政相談委員の再任

行政相談委員として、村上ちず子さん（再任・8期目）と曾我眞さん（再任・3期目）が、令和3年4月1日付けで総務大臣から委嘱されました。任期は令和5年3月31日までの2年間です。
行政相談委員は、皆さんの相談相手として国の行政機関などの業務（社会福祉・医療保険・年金・労働基準など）に関する相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。お困りごとや国への要望がありましたら、気軽に相談してください。

決のお手伝いをしています。お困りごとや国への要望がありましたら、気軽に相談してください。

行政相談委員（敬称略）

●村上 ちず子（湯本777番地） ☎85-17837

●曾我 眞（宮ノ下281番地） ☎82-2023

照会先 総務防災課（町民係） ☎85-17160

6月は二輪車交通事故防止強化月間・暴走族追放強化月間

箱根町内ではオートバイや自転車に関係する交通事故が多発しています。二輪車を運転するときには、ヘルメットを正しく着用し、プロテクターやエアバックを身に着けるとともに、夜間走行時は反射材を活用しましょう。
交通事故は一瞬にして多くの人を不幸にします。一人一人が交通ルールやマナーを守り、安全運転を心掛けましょう。また、暴走行為を行わない、暴走行為を見かけたら警察に通報するなど、暴走族追放の機運を高めましょう。

照会先 総務防災課（町民係） ☎85-17160

「CAT Ladies 2021」ゴルフ大会 無料入場券配布中止のお知らせ

「CAT Ladies 2021」ゴルフ大会が、8月20日(金)から22日(日)までの3日間、大箱根カントリークラブで開催される予定です。本年は、新型コロナウイルス感染症対策として、入場者数が制限されるため、例年主催者から町民の皆さんに配布されていた無料入場券の配布が中止となりました。

照会先 観光課 ☎85-17410

マイナンバーカード専用窓口開設（夜間休日）

日時 6月6日(日)・19日(土) 8時30分～12時
6月9日(水)・23日(水) 17時15分～19時15分
場所 役場本庁舎2階総務防災課 町民係

取扱事務
◎マイナンバーカードの受け取り・申請（顔写真撮影+オンライン申請+郵送受け取り可）
◎電子証明書の更新・再発行
◎マイナポイント予約支援
※マイナンバーカード事務以外の取り扱いはありません。
※詳細はお問合せください。
照会先 総務防災課（町民係） ☎85-7160

箱根の小さなアジサイ展

アジサイの仲間、梅雨時の箱根を代表する花として定着しつつあります。特に近年では日本各地の山間部に分布し、これまではあまり目立つ存在ではなかった「ヤマアジサイ」の品種改良が進み、様々な品種が登場しています。最新の品種から定番の品種まで約200種500点を展示。また、季節の山野草の寄せ植えをヤマアジサイの鉢植えとともに展示します。

期間 6月20日(日)まで
会場 園内特設会場 箱根湿生花園
照会先 ☎84-17293